

令和8年度市町村職員専門人材開発支援事業実施要領

令和8年3月18日

1 目的

市町村の専門知識や専門技術を必要とする部署においては、専門的な知識やスキルが求められる反面、配属された職員がこうした知識やスキルを習得する機会が限られている。

彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）では、こうした知識やスキルを習得するための研修に参加する市町村職員の研修参加費を負担することで、市町村職員の研修参加を促し、市町村における専門人材の能力開発を支援する。

2 概要

(1) 対象者

埼玉県内の市町村職員（さいたま市を除く）

(2) 対象研修

埼玉県社会福祉協議会研修開発部福祉研修課が実施する「福祉の研修」

(3) 事業内容

対象研修を受講する対象者の参加費を広域連合が全額負担する。

(4) 事業詳細

ア 対象研修への申し込みは、市町村が行う。

イ 市町村は、申し込む前に、広域連合に対して受講を希望する研修、職員の氏名等を連絡する。

ウ 広域連合は、内容を確認し、市町村に対して負担の有無を通知する。

エ 市町村は、受講が決定した場合、受講決定が記載された書類及び請求書を広域連合に送付する。

オ 参加費の支払いは、広域連合が行う。

カ 市町村は、研修受講後、広域連合に対して受講報告を行う。

3 その他

(1) この事業は、市町村独自での対象研修への参加を妨げるものではない。

(2) この事業は、予算の範囲内で実施する。

(3) この要領は、令和9年3月31日まで適用する。